

## 暴風・大雨等の警報発令時の登校について（R5改訂版）

- 1 警報（暴風、大雨、大雪、暴風雪）が、「かつらぎ町かつらぎ」に発令されている場合、
  - （1）在宅中の時は、そのまま自宅で待機とします。
  - （2）登校途中の時は、安全確保に注意してできるだけ早く自宅に帰り待機とします。
- 2 「かつらぎ町かつらぎ」に上記の警報が発令されておらず、自宅地域および通学経路上の地域に発令されている場合は、該当生徒は自宅待機とします。
- 3 「かつらぎ町かつらぎ」に発令された上記警報が、
  - （1）6時30分以前に解除された場合は、平常授業を実施します。
  - （2）8時30分以前に解除された場合は、11時より授業を実施します。
  - （3）11時以前に解除された場合は、13時30分より授業を実施します。
  - （4）11時を過ぎても解除されない場合は、自宅学習とします。

※警報解除後に授業を実施する場合、当日の全ての授業の用意をして登校させてください。  
※警報が解除されても上記の時間までに登校できない状況にあるときは、遅れて登校するか自宅学習とするかを学校に連絡してください。その判断については保護者にお任せします。
- 4 授業中に上記の警報が発令された場合は、学校で次のいずれかの適切な処置をとります。
  - （1）直ちに授業をとりやめ、安全に注意して下校させる。
  - （2）危険と思われる地域の生徒を待機させ、その他の生徒を下校させる。
  - （3）全校生徒を学校内に待機させる。
- 5 洪水警報、その他の警報、竜巻注意情報等が発令されている場合
  - （1）平常通り授業を行います。地域の状況に応じて保護者が判断してください。
  - （2）登校を見合わせる場合は、必ず学校にその旨を連絡してください。
- 6 その他
  - （1）学校への問合せが殺到すると緊急の連絡に支障が生じます。最小限にとどめるようにご協力ください。
  - （2）特別警報（波浪・高潮を除く）についても、上記警報と同様の扱いとします。

## 警報は発令されていないが、 大雨・洪水・降雪等で登校が困難な場合について

警報は発令されていないが、大雨・洪水・降雪等で、登校が困難な場合でも、学校からは基本的に連絡はありませんので、以下のように対処してください。

- 1 学校・駅までの通学路が安全でなく、電車も運行されていない場合は、車等の他の交通手段が確保できない場合、自宅で待機してください。通学路の安全、電車の運行が確認されたら、その時点から、登校してください。
- 2 電車が運行されているが、学校・駅までの通学路は安全でない場合は、車等の他の交通手段が確保できない場合、自宅で待機してください。通学路の安全が確認されたら、その時点から、登校してください。
- 3 電車通学生で、駅までの通学路は安全だが、電車が運行されていない場合は、車等の他の交通手段が確保できない場合、自宅で待機してください。電車の運行が確認されたら、その時点から、登校してください。
- 4 その他
  - （1）学校・駅までの通学路が安全かどうかは、保護者の方で判断して下さい。
  - （2）学校への問合せが殺到すると緊急の連絡に支障が生じます。最小限にとどめるようにご協力ください。

## 定期考査中の暴風・大雨等の警報発令について（R5改訂版）

- 1 警報（暴風、大雨、大雪、暴風雪）が、「かつらぎ町かつらぎ」、または、「橋本市・伊都郡【九度山町・高野町】・紀の川市・岩出市・和歌山市」に、6時30分をすぎて、いずれか一カ所でも、発令されている場合、予定されていた定期考査は、前もって発表された定期考査日程最終日の翌日に延期します。  
自宅地域および、通学経路上の地域に発令されている場合、該当生徒は、自宅待機とします。  
※6時30分以前に全て解除された場合は、予定通りの定期考査を実施します。
- 2 「かつらぎ町かつらぎ」以外の地域に警報が発令されているが、「かつらぎ町かつらぎ」に発令された警報が解除された場合、
  - (1) 6時30分以前に解除された場合は、その曜日の授業を1限～4限まで実施します。  
予定されていた定期考査は、前もって発表された定期考査日程最終日の翌日に延期します。
  - (2) 8時30分以前に解除された場合は、11時より、その曜日の授業を3限～4限まで実施します。  
予定されていた定期考査は、前もって発表された定期考査日程最終日の翌日に延期します。
  - (3) 8時30分を過ぎても解除されない場合は、自宅学習とします。  
予定されていた定期考査は、前もって発表された定期考査日程最終日の翌日に延期します。

※授業には、その曜日の全ての授業の用意をして登校してください。

※警報解除後の登校については、『警報は発令されていないが、大雨・洪水・降雪等で登校が困難な場合』を参照してください。

自宅地域および、通学経路上の地域に発令されている場合、該当生徒は、自宅待機とします。

- 3 定期考査中に上記の警報が発令された場合は、学校で次のいずれかの適切な処置をとります。
  - (1) 直ちに授業をとりやめ、安全に注意して下校させる。
  - (2) 危険と思われる地域の生徒を待機させ、その他の生徒を下校させる。
  - (3) 全校生徒を学校内に待機させる。
- 4 その他
  - (1) 学校への問合せが殺到すると緊急の連絡に支障が生じます。最小限にとどめるようにご協力ください。
  - (2) 特別警報（波浪・高潮を除く）についても、上記警報と同様の扱いとします。
  - (3) 交通機関等に乱れが生じた場合は、その都度判断させていただきます。

## 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）発令時における対応について

令和元年5月31日より南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発令されることになりました。

上記臨時情報が発令された場合、学校からの特別な指示がない限り、生徒は後発地震に十分警戒しつつ、安全を確保しながら登校するようにしてください。